

# V. 難病患者に対する医療に関する 人材の養成について

# 難病の患者に対する医療に関する人材の養成

- 難病は希少であり、その特性を踏まえた適切なサービスを地域で受けられるようにするためには、難病に対する正しい知識を持った人材を積極的に育成する必要がある。現在、国、都道府県、指定都市それぞれにおいて、保健師や難病相談支援センター職員、ホームヘルパーに対する研修を実施している。

## 難病患者支援従事者研修 (国が実施)

(令和元年度予算額：4百万円)

### 【保健師向け】

特定疾患に関連する、医療・保健・福祉制度の動向や行政保健師等としての役割を総合的に理解し、地域特性に応じた保健活動を企画・実施・評価できる実践能力を修得することを目的とするもの。

対象： 都道府県・政令指定都市・中核市・保健所政令市・特別区の保健所にて、難病業務に従事している保健師等  
定員： 約40名  
研修期間： 3日間

- ① 難病対策に関する医療・保健・福祉制度
- ② 難病支援に係る医療情報と関係機関の実践、ケアマネジメントスキル
- ③ 地域ケアシステムの実践例/地域ケアシステム構築に向けた演習
- ④ 研修のまとめ

### 【難病相談支援センター職員向け】

難病患者及びその家族に対し、療養生活・就労等多岐にわたる相談・支援を実施するために必要な知識・技能を修得することを目的とするもの。

対象： 都道府県の難病相談・支援センターに勤務する職員  
定員： 約20名  
研修期間： 2日間

- ① 難病対策に関する医療・保健・福祉制度
- ② 難病患者に対する相談・援助の技法、カウンセリング技法、演習、その他
- ③ 難病患者の就労・職業生活支援
- ④ マネジメント手法

## 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 (自治体が実施)

(令和元年度予算額：10百万円)

難病の患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図ることを目的とするもの。

実施主体： 都道府県、指定都市 (事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができる。)  
対象： 介護職員初任者研修課程の修了者、介護福祉士 等

※難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第28条第2号 (療養生活環境整備事業) に該当。

# 介護職員の喀痰吸引等制度の実施状況（H30年4月1日現在）

- 24時間体制で痰の吸引等が必要な人工呼吸器装着患者の家族の介護負担を軽減するため、喀痰吸引等研修の受講を希望するヘルパーが研修を受講しやすくなるよう、各都道府県に設置している地域医療介護総合確保基金を通じて研修機関の開設経費を助成するなど、都道府県が行う研修の実習先の確保等の取組を支援している。

- ※ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行により、平成24年4月から、一定の研修を受けたヘルパーが、喀痰吸引等の医行為（特定行為）を行えるようになった。
- ※ ALS等の患者を介護するヘルパー等の実習を行った場合には、受け入れ先医療機関に対してホームヘルパー養成事業からも加算を実施。

## ○ 認定特定行為業務従事者認定証件数

第1号研修	第2号研修	第3号研修	計
不特定多数の者に対し、全ての特定行為が実施可能となる研修	不特定多数の者に対し、1つ以上の特定行為が実施可能となる研修	特定の者に対し、1つ以上の特定行為が実施可能となる研修	
9,425人 (7,494人)	47,188人 (34,954人)	97,100人 (76,148人)	153,713人 (118,596人)

※ 「( )」内は、平成29年4月1日現在の認定特定行為業務従事者認定証件数

経過措置対象分
201,980人 (200,554人)

## ○ 登録特定行為事業者数

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業所	障害者自立支援法・児童福祉法(障害児)関係の施設・事業所	その他	計
16,638事業所 (15,293事業所)	6,163事業所 (5,327事業所)	425事業所 (429事業所)	23,226事業所 (21,049事業所)

(参考)実施可能な特定行為別 ※重複あり

口腔内の喀痰吸引	鼻腔内の喀痰吸引	気管カニューレ内部の喀痰吸引	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	経鼻経管栄養
20,371事業所 (18,414事業所)	12,770事業所 (10,862事業所)	6,468事業所 (5,502事業所)	18,498事業所 (16,712事業所)	4,592事業所 (3,639事業所)

